

多治見市告示第234号

是正請求事案（録音記録の保存についての是正請求（総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成26年10月20日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 録音記録の保存についての是正請求（総務課）事案
- 2 答 申 日 平成26年10月6日
- 3 結 論 録音記録の保存についての是正請求については、申立てを棄却すべきである。
- 4 事案概要 区長会の議事内容について事実と反する点を録音記録で確認しようとしたが、録音記録が既に消去されていたため確認ができず、重要な会議の録音記録は一定期間保存するよう義務付けることを求めて、平成25年8月30日付けで多治見市長に対して是正請求を行ったものである。

5. 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

（1）議事録の作成と録音記録について

一般的に議事録とは、会議の議事の内容、審議の経過の状況や決定されたこと、決定されなかったことなどの結果を明瞭で簡潔に記載した文書をいう。記録者のメモや会議の録音記録などをもとに、公文書として作成され、しかるべき手続や決裁を経たうえで確定し、一定期間の保存が義務付けられているものである。

一方、議事録の作成にあたって使用される録音記録は、あくまでも「音声の記録」であって、会議の要約にはなっていない。また、コミュニケーションという点においては、音声のみではなく、相手の表情や会議の流れ、会議の雰囲気など様々な要素が含まれており、録音記録のみで正確性が担保されるものでもない。以上のことから考えても、録音記録は議事録作成のため記録者が取るメモと同じ役割のものと解されるため、議事録が確定した後に目的を達成したとして当該録音記録が廃棄されたとしても、議事録作成における手続上に大きな瑕疵があるとまでは言えないと考える。

(2) 重要な会議という位置づけについて

重要な会議という位置づけは、何を基準に判断するかという点において非常に難しい。一律に基準を設けられるものではないと考えるので、重要な会議であるかどうかの判断は、会議の内容や性質、参加者の状況など様々な要件を考慮して、会議を開催する行政の裁量に委ねることとしても特に支障があるとは考えにくい。

(3) 「事実と反する」という点について

議事録が会議の要点をまとめたものであること、発言は正確な言葉で伝えられるべきではあるが常にそうであることは難しいこと、発言者と記録者あるいは参加者同士の間でも言葉の受け取り方や使い方などでの認識の違いが起こりうること、録音が残されていたとして過去の発言について「そういう意図ではない。」と主張があっても客観的に証明することは非常に困難であることなどから考えると、客観的な事実等が何であるかという点について、会議の参加者の間で齟齬が生じないように議事録を残していくことが重要である。

以上のことから、本審査会は、議事録の役割、録音記録の性質なども含め考慮した結果、録音記録の保存を義務付けるほどの必要性はないと判断した。

6 審査会の附帯意見

議事録を作成する際には、記載内容が会議の要約であり言葉の取捨選択が行われることから、会議に参加した者に作成された議事録の内容について、しかるべき手続のもとに修正・追加などの補正等を求めることができることを周知徹底するとともに、補正等が可能な期間については、確認のため録音記録を残しておくことが望ましいと考える。